

ARMA東京支部第83回定例会報告 「電子時代における記録管理の新たな潮流を探る」

国立情報学研究所 情報社会相関研究系 古賀 崇

はじめに

ARMA東京支部第83回定例会は、2006年12月15日に全国町村議員会館（東京都千代田区一番町）にて開催された。筆者はこの定例会において、電子時代における記録管理に関して、現用記録の管理と非現用記録（アーカイブズ）の管理を結びつける理論動向や、技術と社会の変化に伴って生じうる様々な課題などについての講演を行った。

具体的には、前半に「『コンティニューム』から『DIRKS』へ」と題し、「レコード・コンティニューム」「レコードキープिंग」の実践に関する動向を論じた。この中で、筆者らが取り組んでいる「国際連合における記録管理・アーカイブズの現状に関する調査研究」の成果の一部も紹介した¹。後半は「デジタル・フォレンジックへの視点」と題し、記録管理にも通じるものがあると思われる「デジタル・フォレンジック」の理念と実践について論じた。あわせて、記録管理を取り巻くその他の課題にも触れた。

以下、講演内容の概要をまとめてみたい。

1. 「コンティニューム」から「DIRKS」へ

記録やアーカイブズの新たな捉え方として1990年代にオーストラリアで打ち出された「レコード・コンティニューム」は、記録管理の国際標準ISO15489、またその日本版であるJIS X

0902-1に取り入れられたことは、よく知られている。また、中島康比古氏をはじめとする研究者の論考²や、筆者自身が携わった翻訳論文集『入門・アーカイブズの世界』³によって、「レコード・コンティニューム」論の詳細についても日本で紹介が進んでいる。おそらく、記録管理に携わる日本の人々にとって、「現用記録」と「非現用記録」ないし「アーカイブズ」とを結びつけて理解する必要性、および記録を取り巻く社会・個人のあり方を理解する必要性は、「レコード・コンティニューム」論を通じて理解されているはずだと考えられる。言い換えれば、記録の電子化を背景として、記録を「モノ」として扱うのではなく、「プロセスを反映するもの」として把握することの重要性が理解されつつある、ということである。その一方で、「レコード・コンティニューム」の考え方をいかに現実の制度に適用するか、については、日本でも各国でもこれからの課題として位置付けられるように思われる。そこで、筆者としては「レコード・コンティニューム」を踏まえた「DIRKS (Designing and Implementing Record-keeping Systems)」という方法論の理解と適用が、この「レコード・コンティニュームの現実への適用」のカギになるのではないかと考えている。

DIRKSとは、オーストラリア国立公文書館とニュー・サウス・ウェールズ州政府アーカイブ

局が共同で2001年に作成した「DIRKSマニュアル」が出发点となるものであり、「レコードキーピング」(recordkeeping)すなわち「記録の発生から社会的な活用までを含めて、いわば記録の存在世界全体を論理的かつ実務的にコントロールする」というしくみを構築するための実践的方法論と言えるものである⁴。DIRKSの詳細については中島氏の論考に譲るが⁵、ポイントは具体的なしくみの導入前の準備として組織内の「業務のプロセス」の分析・評価に力を入れていること、その中で組織活動ならびに組織内のレコードキーピングに関するリスクの分析を重視していること、にあると考えられる。JIS X 0902-1においても、「8.4 設計及び実施の方法論」にDIRKSの考え方が取り入れられていることに注目する必要がある。

DIRKSは前述の通りオーストラリアにおいて初めて制度化され、国際的ガイドラインとして国際文書館評議会(ICA)の「電子記録:アーキビストのためのワークブック」(2005年4月)⁶にも取り入れられているが、国際連合における「レコードキーピング」活動にもDIRKSの考え方が導入されていることに注目しておきたい。国際連合においては、Archives and Records Management Section (ARMS)という部局が記録管理とアーカイブズ活動を一括して担当しているが、筆者らはARMSのウェブサイト⁷の探索と2006年9月のARMS(国連ニューヨーク本部内)実地調査によって、ARMSがISO15489に基づきDIRKSを導入していることを明らかにした。具体的には、ARMSと国連の各部局とが協働し、部局ごとの業務分析を実施する。これに基づき、業務の重要性に応じて記録の価値を定め、スケジュール(文書保存期限)を策定し、最終的にARMSがそれを承認する、という手順をとっている。なお、スケジュール策定と同時

に、文書の「機密指定」の手順も定められている。

ARMSのスタッフは筆者らに対し、「DIRKSのメリットは『ベスト・プラクティス』『グッド・プラクティス』に基づく実践性および柔軟性にある」と述べた。日本においても、ISO 15489とJIS X 0902-1をテコに、記録システムの設計および実施に関する方法論としてのDIRKSへの理解を深め、記録システムに関する実践的戦略を練る必要があるだろう。またDIRKSが組織内の「業務のプロセス」の分析・評価を重視していることを踏まえれば、狭い意味での「記録管理」のみならず、IT、セキュリティ、経営活動全般に目を向ける必要性が出てくるはずである。次章で述べる「デジタル・フォレンジック」はそのきっかけに成りうる、と筆者は考えている。

2. デジタル・フォレンジックへの視点

特定非営利活動法人「デジタル・フォレンジック研究会」は、「デジタル・フォレンジック」を以下のように定義している⁸。

インシデント・レスポンス(コンピュータやネットワーク等の資源及び環境の不正使用、サービス妨害行為、データの破壊、意図しない情報の開示等、並びにそれらへ至るための行為(事象)等への対応等を言う。)や法的紛争・訴訟に対し、電磁的記録の証拠保全及び調査・分析を行うとともに、電磁的記録の改ざん・毀損等についての分析・情報収集等を行う一連の科学的調査手法・技術を言います。

手短かに言えば、「デジタル・フォレンジック」は「デジタル鑑識」と言えるものだが、「証拠情報学」の呼称を提唱する声もあるという⁹。

デジタル・フォレンジックの具体的なしくみとしては、最初の段階として、パソコンやサー

バのハードディスクを、証拠性を損なわない特殊な方法でコピーし、解析ソフトを用いて不正行為の証拠となるメールやファイルなどを探し出すことが行われる。この「解析ソフト」では、削除したメールやファイル、偽装したファイル¹⁰、パスワードなども探し出せるようになっている。その後の段階として、こうしたハードディスク上のデータを分析することにより、利用者の行動を割り出す、という手順がとられる。デジタル・フォレンジック用の製品は現在のところアメリカ製のものが中心であり、一般向けの「データ復元ソフト」に比べファイルやメール等の復元力は段違いである。おそらく、日本国内では2006年初頭の「ライブドア事件」でデジタル・フォレンジックを知った人が少なくないであろう。つまり、この事件の捜査において、企業内のパソコンやサーバが押収され、そこから不正の証拠を探し出すためにメールなどの解析が行われた、ということが知られている¹¹。アメリカでの「エンロン事件」でも、同様にデジタル・フォレンジックの手法が捜査や証拠保全に用いられたという。

こうしたデジタル・フォレンジックと記録管理とでは、以下の点で共通するところがあるように思われる。(1)「証拠保全」「内部統制実現のための手段」「危機管理」という関心の共有。(2)組織運営のための情報・記録の重要性に基づく活動。(3)ISO15489ならびにJIS X 0902-1における「真正性、信頼性、完全性、利用性」の要件は、デジタル・フォレンジックにも通じると言える。一方、相違点としては、記録管理が事前の環境・制度整備を重視するのに対し、デジタル・フォレンジックでは事後的に「証拠」を「発掘」することに重点を置くと思われる点が挙げられる。また、「情報組織化」のしくみの「意識化」の有無という点も、両者の相違点と

言えるかもしれない。つまり、メタデータ基準をきちんと「意識」した上で記録を作成・保存する、という方法は、デジタル・フォレンジックでは想定していないのではないかと、言い換えればデジタル・フォレンジックの枠組みでは「事後的に」「必要な分だけ」メタデータを確認できれば十分、という考えがあるのではないかと推測される。もっとも、コンピュータのシステム上であらかじめ作成者や時刻に関するメタデータを付与するしくみが設定されており、これがデジタル・フォレンジックの前提となる、と言うべきかもしれない。

こうした共通点や相違点を踏まえると、記録管理の立場からは、次の点を考慮すべきであるように思われる。

- ・「内部統制」をめぐって、記録管理とデジタル・フォレンジックの側でどのような役割分担が可能か。
- ・フォレンジック技術を応用しての記録管理（レコードキーピング）の自動化はどこまで可能か。

なお、後者の点については、アメリカのマイクロソフト社が記録管理の自動化を意識したアプリケーションを準備していることが注目される。つまり、2006年10月のARMA年次大会で同社が発表した“Office Sharepoint Server 2007”および“Exchange Server 2007”という新製品では、文書の作成から処分までをサポートする自動化システムを備えているという。詳細はARMA東京支部・小谷前会長のARMA年次大会参加報告などをご参照頂きたい¹²。

デジタル・フォレンジックは日本国内でも一般企業や警察、弁護士らの間で関心が高まりつつある。2006年末には包括的な情報源として『デジタル・フォレンジック事典』が刊行された¹³。記録管理に携わる人々にとっても、「デジ

タル情報」と「証拠」に関して通じるところが少なくないデジタル・フォレンジックに関心を向ける必要があるのではないだろうか。

3. その他、語るべき（語りたい）点

以下、少々アトランダムなかたちになるが、記録管理に関する個人的な考えを述べる。

3.1 内部統制をめぐる

最近の日本では「内部統制」との結びつきにおいて記録管理が論じられる傾向があるが、ここでの「内部統制」は民間企業の問題としてのみ扱われているきらいがある。しかし、日本では「指定管理者制度」「市場化テスト」など、好むと好まざるとにかかわらず行政活動が民間に接近している状況があり¹⁴、行政部門にこそ「内部統制」的しくみが必要ではないか、と筆者は考える。記録管理の領域にとってはこの点を踏まえ、行政部門に説得的な提案を出せば「ビジネスチャンス」を創出できるかもしれない。

3.2 「統制・監査に基づく文化」への懸念

一方、これまでの説明と矛盾しそうだが、内部統制や「リスク管理」をテコとして記録管理を導入しようとする動きに対する懸念が生じていることにも、目を配る必要がありそうだ。

たとえば、英国グラスゴー大学のモス（Michael Moss）教授らは次のような持論を展開している¹⁵。今日では記録管理・アカウンタビリティの前提として「監査文化（audit culture）」が浸透しつつあるが、「監査文化」のもとでは監査と監視が密接に結びつく。これによって、人々の行動、および行動が記録に反映されるあり方がゆがめられてしまい、結局は記録を通じた歴史的責任が果たせなくなるのではないかと。こうした考えは、アカウンタビリティや

「リスク回避」を気に掛けて記録管理に向かう状況では、「人間の経験がもつ幅広い領域」「集合的記憶」は記録に反映されなくなるのではないかと、という米国のアーキビストであるハム（F. Gerald Ham）の懸念にも通じると言えるだろう¹⁶。また、日本経済史・経営史研究の第一人者である武田晴人・東京大学経済学部教授による主張も見逃せない。曰く、日本がアメリカ型の訴訟社会になり、企業に反証の義務が出てくる、だからやむをえず記録を残す、というのは悪いシナリオである。もっと社会的責任の自覚の中で、記録を残すという方向を模索すべきである。企業経営にとっての戦略的な活用、といった短期的な成果を求めると史料がゆがむ、と¹⁷。

このように、記録の作成を後押ししないし強制する風潮の背後にどのような社会状況があるか、それが記録の作成・管理に悪影響を及ぼさないか、という点にも私たちは考慮する必要があるだろう。

3.3 時間（プロセス、コンテキスト）感覚の喪失？

インターネットの普及とともに、日本国内の様々な組織では「ドッグイヤーに遅れるな」とばかり意思決定の迅速さばかりが強調され、過去の事象を冷静に分析することが軽視されている、と個人的には感じる。もっとも、これは日本国内のことだけではなく、世界的な事象かもしれない。しかし、意思決定を誤りなく行うためには、自分の組織がどのような経過をたどってここまで来たかというプロセスやコンテキストを理解する必要があるのではないだろうか。その点では、「ドッグイヤー」に惑わされることなく、プロセスやコンテキストに裏打ちされた時間感覚をもっておくべきではないかと考える。

こうした思いは以下のようなエピソードに裏打ちされたものである。2006年5月に東京都内

で開催された「国際文書館評議会（ICA）執行委員会開催記念講演会」において、筆者がアルバダ（J. Van Albada）ICA事務総長に対し「アーカイブズとアーキビストが今後生き残るためのカギは何か」と尋ねたのに対し、アルバダ氏は「アーキビストの最も大事な資質は真正性とコンテクストを保証することである。遠い過去、近い過去でのアクションを知るためにはコンテクストを知る必要がある。それを我々は（政治的）リーダー達に従来はうまく伝えられずにきた」という旨の回答を行った¹⁸。

アルバダ氏の発言は、「記録やそれを解釈するアーキビストの存在があってこそ、プロセスやコンテクストを組織が理解できる」という点を示しているように思われる。この点は記録管理の専門家も共有するものであろう。つまり、記録管理の専門家は、プロセスやコンテクストに裏打ちされた時間感覚を組織のトップに保証し、誤りのない意思決定を支える役割の一端を担う、と言えるのではないだろうか。

4. おわりに

今回の講演で述べた「DIRKS」の方法論を組

織の中で実践するために、また記録管理の意義を深く考え組織に根付かせるために、記録管理の専門家・専門企業・専門団体は今後様々な職種の人々と「パートナーシップ」を構築することが求められるだろう。そのために、記録管理に携わる人々や団体は「ゼネラリスト」「スペシャリスト」両方の素養をもつべきだと筆者は考える。つまり、「記録」の特性、また「記録管理にできること」を意識しつつ、幅広い社会動向、技術動向への理解を深めることが求められるのである。

冒頭で触れた翻訳論文集『入門・アーカイブズの世界』の出版記念セミナー（2006年9月）において、筆者は講演の締めくくりとして、「（アーキビストは）専門職という修道院の回廊、つまり学問領域の壁の内側で孤立してはならない」ということばをこの本から紹介した¹⁹。本稿を締めくくるにあたり、このことばがアーキビストだけではなく記録管理に携わる人々に対してももつ重要性を、改めて噛みしめておきたい。

¹ この研究は以下の助成を受けている。平成18年度国立情報学研究所共同研究「国際連合における記録管理・アーカイブズの現状に関する調査研究」（研究代表者：小川千代子・国際資料研究所代表）。以下もあわせて参照。小川千代子、UN ARMS：国連公文書館記録管理部、DJIレポート、(68), 2006, p. 1. (オンライン)、入手先〈<http://www.geocities.jp/kjnbh220/DJIreport68061114/no.68-final.pdf>〉, (参照2006-02-09)。

² 例として以下を参照。中島康比古、レコードキーピングの理論と実践：レコード・コンティニュウムとDIRKS方法論、レコード・マネジメント、(51), 2006, p. 3-24。中島康比古、情報を捨てる。情報を残す。：アーカイブズの評価選別論の視点から、情報の科学と技術、56(2), 2006, p. 554-558。このほか、坂口貴弘氏、青山英幸氏らによる論考もある。

³ 記録管理学会・日本アーカイブズ学会共編、入門・アーカイブズの世界：記憶と記録を未来に、東京、日外アソシエーツ、2006、267p。筆者による文献紹介は、Records and Information Management Journal、準備号、2007、p. 30-31に掲載。

⁴ 「レコードキーピング」の定義は以下に基づく。安藤正人、「編集にあたって」、入門・アーカイブズの世

界。前掲注3, p. 18. なお、詳しくは以下も参照。古賀崇, “レコードキーピング: その射程と機能”, 明日の図書館情報学を拓く: アーカイブズと図書館経営, 高山正也先生退職記念論文集刊行会編, 東京, 樹村房, 2007 (刊行予定)。

⁵ 前掲注2に挙げた論考を参照。

⁶ 国立公文書館の訳による日本語版は、http://www.archives.go.jp/hourei/ICASTUDY16_ELECTRONIC_RECORDS_JPN.pdf, (参照2006-02-09) で入手可能。

⁷ Archives and Records Management Section, United Nations. (online), available from <http://archives.un.org/unarms/>, (accessed 2006-02-09).

⁸ 特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会, デジタル・フォレンジックとは?。(オンライン), 入手先 <http://www.digitalforensic.jp/C-F.html>, (参照2006-02-09)。

⁹ 辻井重男, デジタル・フォレンジックとは何か, Computer & Network LAN, 23(3), 2005, p. 10-11. なお、この記事を含む同号の特集「不正行為を調査するデジタル・フォレンジック」(p. 9-67) は、日本国内でいち早くデジタル・フォレンジックの全体像を示した点で意義がある。

¹⁰ テキストファイルを画像ファイルであるかのように見せる、といった技法が「ファイルの偽装」に当たる。

¹¹ ライブドア事件とデジタル・フォレンジックについては、例として以下を参照。小林暢子, ライブドア事件捜査の切り札 デジタル・フォレンジックは、内部統制強化時代の秘密兵器 (緊急レポート), 日経情報ストラテジー, 15(3), 2006, p. 172-175. 宮坂賢一, PCのデータが捜査の“有力証拠”に 情報漏えいや粉飾会計の防止にも威力 (21レポート), 日経PC21, 2006年6月号, p. 102-105.

¹² 小谷允志, サンアントニオからのレポート: 第51回ARMA年次大会参加報告, 行政&ADP, 42(12), 2006年12月号, p. 80-81. 以下もあわせて参照。Microsoft Corporation, “Microsoft Records Management Team Blog.” (online), available from <http://blogs.msdn.com/recman/>, (accessed 2006-02-09).

¹³ デジタル・フォレンジック研究会編, デジタル・フォレンジック事典, 東京, 日科技連出版社, 2006, 474p.

¹⁴ 筆者は2006年11月に九州大学で開催された日本自治学会第6回総会・研究会に参加し、各自治体における実践報告を聴いてその思いを強くした。

¹⁵ Moss, Michael. Archivist: friend or foe?, Records Management Journal, 15 (2), 2005, p. 104-114. Currall, James and Michael Moss, “We are archivists, but are we OK?,” Proceedings of the Second Asia-Pacific Conference for Archival Educators and Trainers (Professional Seminar), Gakushuin University, Tokyo, Japan. Section of Archival Education and Training, International Council on Archives, 2006, p. 177-191.

¹⁶ これはTerry Cook教授の引用による。Cook, Terry. (古賀崇訳) “スクリーンの向こう側: レコード・コンティニュームとアーカイブズにおける文化遺産”, 入門・アーカイブズの世界, 前掲注3, p. 234.

¹⁷ 武田晴人, 企業史料に関わってきて (インタビュー), レコード・マネジメント, (48), 2004, p. 57-59.

¹⁸ 質疑応答 (ICA執行委員会開催記念講演会), アーカイブズ, 24, p. 48-49. (オンライン), 入手先 http://www.archives.go.jp/event/pdf/acv_24_4.pdf, (参照2006-02-09)。

¹⁹ Cook, Terry. (塚田治郎訳) “過去は物語の始まりである: 1898年以降のアーカイブズ観の歴史と未来へのパラダイムシフト”, 入門・アーカイブズの世界, 前掲注3, p. 148. 筆者の講演は以下に再録。古賀崇, 『入門・アーカイブズの世界』の入門: 翻訳・編集担当者が語る本書のポイント (講演記録), レコード・マネジメント, (52), 2006, p. 76-85.